

1 議 事 日 程

〔令和6年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和6年12月10日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第73号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第74号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第75号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第76号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第80号 令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第81号 令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第82号 令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	船 越 隆 之 議員
〃	森 田 正 嗣 議員	〃	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市民生活部長	佐 藤 政 吾	健康福祉部理事	大 谷 賢 治
市民課長	今 村 江利子	税 務 課 長	田 代 浩
納 税 課 長	松 田 勝 実	環 境 課 長	大 石 敬 介
人権政策課長兼 人権センター所長	河 野 貴 之	国保年金課長	山 口 辰 男
福 祉 課 長	山 崎 崇	生活支援課長	木 村 浩 一
介護保険課長	柳 谷 雅 子	高齢者支援課長	大 山 清 敬
保育児童課長	伊 藤 健 一	ごじょう保育所長	江 坂 美 輪
元気づくり課長	高 野 浩 二	子育て支援課長	竹 崎 雄 一 郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 野 寄 正 博
書 記 陣 内 成 美

議事課長 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第73号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） おはようございます。

それでは、議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」ご説明させていただきます。

議案書は42ページから44ページまでとなります。

本市では、市内の学童保育所の管理運営をより効果的、効率的に行うため、平成25年7月から当該業務を地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度によって行っているところでございます。現行の指定管理者を指定する期間が令和7年3月末で満了となりますことから、次期指定管理者を選定すべく公募を行い、太宰府市指定管理者候補者選定委員会において審査した結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を令和7年度から3年間の候補者として選定しました。このことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねをいたします。

今回シダックスが決まった経過ですけれども、単純入札ではなかったと思いましたがけれども、ちょっとそのご説明をお願いできますか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 経過としましては、太宰府市指定管理者運用制度ガイドラインによります公募による選定に基づき選定しております。公募で募集をかけまして、書類審査、それからプロポーザル方式みたいな形で選定を行いまして、2者応募がありましたけれども、その

結果シダックスさんということで候補者として選定しております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 多分学童保育所の数が新しく増えるということで、これはたしか後で条例改正の対象になっていると思いますけれども、数が増えた形を前提に4月1日からの業者を選定したということだと思えるんですけれども、そのあたりも含めた形で検討されたということなんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） おっしゃるとおり増える前提で、20か所ですけれども、そちらで選定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 今年度まではたしかテノ・コーポレーションが学童保育の指定管理者に指定されていると思うんですが、そこで学童保育所の指導員の方、そういった方は例えばシダックスさんに代わったら全部入れ替わるというふうな感じなんですか、それとも引き続きまたお願いするような形なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 支援員さん、そちらにつきましては、現在の支援員さんに対して継続して雇用できるよう、次期指定管理者が概要とか運営方針、処遇等について十分に説明を行った上で、できるだけ継続的に雇用をというような形で進めております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 今学童保育所は建設中のところがあると思いますけれども、そういうふうな4月1日から実際に運営されているところはいいんですけれども、まだ4月以降になるところもこの条例でいくということになるんですかね。条例じゃなくて、その分も入ってのこの所在地をここにされているんですかね。今建設中がありますでしょう。それもここに入っていますよね。そこもこの3年間の指定期間になるかということですね。

○委員長（小島真由美委員） 令和7年度からということ。

（原田久美子委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 委員がおっしゃるように新しく増える分も含めて選定を行っております。それで、その次の指定管理の期間といいますか、3年間でもし増えるようなこととかがあれば、それはその都度協議させていただいて、必要に応じて協定の変更とかということになってくるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 私のほうから。令和7年度から3年間ということで、引継ぎなどをどんなふうにされていくのかとか、またプロポーザルで決まっていたわけなんですけど、この大新東のシダックスさんという会社自体が手広くいろいろなところでされているので実績も多分多いかと思うんですが、特色などがもし分かれば教えていただきたいと思います。この2点をお願いします。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） まず、引継ぎということによろしいですかね。

○委員長（小島真由美委員） はい。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 引継ぎにつきましては、既に仮契約を締結しておりまして、既に現行の指定管理者と次の予定のシダックスさんと私どもを含めて定期的に協議を行っているところなんです。それで、できるだけ現場に混乱がないようにやっていきたいというようなことを考えております。

それと、もう一点が特色ですね。例えば先ほど選定されたポイントとかということで申し上げますけれども、1つは職員とか支援員の配置計画というようなことを申し上げますけれども、国の基準より多めに支援員を配置するというようなこともありましたし、体制面のところでは太宰府市内に営業所といいますか、事務所を構えたいというようなこともありました。そういったことがポイントになっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

あと、すみません、もう一つ最後に聞きます。

学校との連携というのは、これは担当は保育児童課ですけども、所管外にはなりますが、学校現場とのやり取りというのも今は保育児童課も一緒になってやっているような形にはなっていないんですかね。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 学童保育所につきましては、施設の整備、それから運用も含めて常に教育委員会とは連携を取っておるところです。あと、小学校ごとに指定管理者、それから指導員、それから教頭先生とかも入っていただくような会議があるんですけども、そちらには私どもも入らせていただいて、できるだけコミュニケーションを取るよといたこともやっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、皆さんよろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案73号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第73号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第74号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第2、議案第74号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長(伊藤健一) それでは、議案第74号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は45ページから55ページ、新旧対照表は3ページから28ページとなります。

本件において改正の対象となる太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、本市の保育所等に係る利用定員、運営及び給付費等に関する基準を定めるものですが、今般条例制定の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたこと等に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

今回の改正につきましては、既存の規定の不備等の補正、文言の整理等も併せてさせていただいておりまして、改正する条文が多岐にわたりますので、主なものについてのみご説明させていただきます。

なお、本件におきまして特定教育・保育施設とは、認定こども園、小規模等を除く保育所及び新制度移行幼稚園を指します。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保

育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を指しますが、このうち本市に存在する施設は認定こども園、小規模等を除く保育所及び小規模保育事業所となりますので、あらかじめ報告させていただきます。

まず、新旧対照表の4ページをご覧ください。

第5条第2項から6ページの第6項まででございます。こちらは、保護者に対する保育所等の重要事項を記した文書の交付等につきまして、申出があった場合は電磁的方法により提供することができるものと規定したのですが、国の基準に合わせまして本市の条例についても第4章を追加し、第53条において電磁的記録等として新たに整理することに伴い、当該条文を削除するものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

一番上の第15条第1項第4号ですが、こちらはこども家庭庁が内閣府の管轄で設置されたことに伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める改正でございます。なお、第44条におきましても、同様の改正を行っております。

次に、11ページをご覧ください。

中ほどの第23条でございますが、保育所等は利用申込者の選択に資すると認められる運営規程等の重要事項について、施設の見やすい場所に書面にて掲示しなければならないという規定ですが、こちらも国の基準の改正に伴いまして、書面掲示に加えてインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする改正でございます。

次に、16ページをご覧ください。

第42条ですが、特定地域型保育事業の特定教育・保育施設等との連携の規定でございます。中ほどの第1項第3号ですが、3歳未満児を対象とする小規模保育園等の特定地域型保育事業者は、当該施設で保育の提供の終了に際しまして、保護者の希望に基づき当該施設の連携施設にて保育を提供することと規定されております。

ただし、17ページであります。現行規定では同条4項において連携施設の確保が著しく困難である場合は同条の規定を適用しないことができるとされているだけでございますが、改正案としましては、国の基準に従いまして同項に第1号を追加し、市が利用調整を行うに当たり当該児童を優先的に取り扱う等の措置が講じられている場合などは第1項第3号の規定を適用しないということで、具体的な規定を設けているところでございます。

最後は、24ページの雑則になります。

こちらは、第5条の改正に関連するものでございますが、保育所等の事業者の負担軽減及び保護者の利便性の向上を図る観点から、電磁的記録等として事業者における諸記録の作成、保存等及び保護者への説明に加えて、保護者からの同意の取得についても書面に代えて電磁的方式による対応を認めるとする規定でございます。

その他につきましては、今回の条例改正に合わせまして、国の基準及び他市町村の条例等も参考にしまして、既存の規定の不備等の補正、文言の整理等をさせていただくものでござい

す。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第74号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第75号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第3、議案第75号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 議案第75号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は56ページから64ページ、新旧対照表は29ページから47ページとなります。

本件において改正の対象となる太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、基本的に3歳未満児を対象とする家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものですが、今般条例改正の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたこと等に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

今回の改正につきましては、既存の規定の不備等の補正、文言の整理等も併せてさせていた

だいており、改正する条文が多岐にわたりますので、主なものについてのみご説明させていただきます。

まず、新旧対照表の29ページをご覧ください。

第2条ですが、ここでは国の基準に合わせまして、本条例が定める基準の対象となる範囲を明確化しております。

なお、改正案における市長の監督に属する家庭的保育事業等とは、具体的には家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を指しますが、本市におきましては小規模保育事業以外は該当施設が現在のところございませんので、あらかじめご報告させていただきます。

次に、30ページをご覧ください。

第6条でございますが、こちらは家庭的保育事業者等の保育所等との連携について規定されております。

31ページの第1項第3号になりますが、現行規定では家庭的保育事業等は基本的に3歳未満児を対象としますので、当該児童が3歳以上となった場合など、保育等が継続的に提供できるよう連携施設で受入れ保育等を提供しなければならないとされております。

その改正案につきましては、主に32ページの第4項になりますが、例えば市が利用調整を行うに当たり、対象児童を優先的に取り扱うなどの措置が講じられている場合などは第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる等の規定について、国の基準に合わせて追加させていただくものでございます。

次に、35ページをご覧ください。

第25条でございますが、ここではこども家庭庁が内閣府の管轄で設置されたことに伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める改正を行っております。

次に、38ページをご覧ください。

第29条でございますが、ここでは小規模保育事業所A型の職員について規定してあります。こちらは、国において保育士の配置基準が見直されたことに伴う改正でございますが、保育士の人数について、3歳児につきましてはおおむね20人に1人から15人に1人へ、4歳以上につきましてはおおむね30人に1人から25人に1人へ改めるものでございます。

なお、本市に所在する4か所の小規模保育事業所は全てこのA型となりますが、3歳以上の児童を受け入れておりませんので、現在のところは直接的な影響はございません。

次に、44ページをご覧ください。

下のほうですが、第6章の雑則の追加でございます。こちらは、家庭的保育事業者等の業務負担の軽減を図る観点から、事業者における諸記録の作成、保存等について電磁的方式による対応を認めようとする規定でございます。

最後ですが、46ページをご覧ください。

下のほうの附則第6条から47ページの附則第9条までです。こちらは、小規模保育事業所等

における保育士の配置に関する特例でございます。その内容は、当分の間、幼稚園教諭等についても配置基準の一定数までは保育士とみなすといった規定になっておりますが、本条文につきましても国の基準に合わせて追加させていただくものでございます。

その他につきましては、今回の条例改正に合わせて、国の基準及び他市町村の条例等も参考にしまして、既存の規定の不備等の補正、文言の整理等をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） すみません。確認なんですけれども、第29条、保育士の数という点について確認をさせてください。

現行は小規模保育事業所のA型しかないということで今話があったと思いますけれども、あといわゆる保育士の数が、満3歳以上の者を取り扱っていないということなんですけれども、条例上は満3歳以上4歳に満たない状態については現行は20人であったところを15人、それから満4歳以上の児童は主に30人だったところを25人につき1人という形になっておりますし、第3項はA型勤務の保健師または看護師であった者を、または准看護師というものを選択肢の中に一つ繰り入れてありますので、選択の幅が広がっているということなんですけれども、1つは、先ほどご説明があったのは、今この規定で当市では現実的には改正する見込みと申しますか、改正する余地がないようなお話をいただいていた。それは、そういうことでよろしいのでしょうか。

もう一つは、あとその准看護師という方を保育士の数としてカウントするということなんですけれども、これはもう単に准看護師という資格を持ってさえすればそれに編入するということなのか、それとも何らかの保育士、あるいはそういうふうな勤務実態を勘案して准看護師を保育士として扶助させるのか。ちょっとそのあたりを疑問に思ったもので、ご享受をお願いしたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 2点ございますが、1点目の配置基準の変更についてですが、先ほど私が申し上げましたのは、小規模保育事業所は3歳児未満ですから直接的にはこの条例は影響がないというようなお話をさせていただきました。それで、一般的な保育所、3歳以上を預かる保育所につきましては、県の条例が適用されますので、そちらの条例に従って保育士の数を配置しているところであります。ちょっと違いましたですかね。いいですか。すみません。現在のところは3歳以上を市内の小規模保育園では預かっておりませんので、直接的な適用はないというようなことでございます。申し訳ございません。

○委員長（小島真由美委員） あと、看護師の。

(森田正嗣委員「准看護師」と呼ぶ)

○委員長(小島真由美委員) 保育児童課長。

○保育児童課長(伊藤健一) 准看護師のほうは、特別准看護師ということであれば大丈夫かと思
います。ただし、今のところ准看護師を含めて保育士とみなしているという事例が市内にはな
いというふうに確認しております。

○委員長(小島真由美委員) ほかにありませんか。

原田委員。

○委員(原田久美子委員) 46ページの連携施設に関する経過措置の分ですけれども、この条例の
施行の日から起算して5年間を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができるとい
うことで、それが10年に今度変わりましたが、簡単でいいですので、5年から10年に経
過するまでの間が変わった理由といたしますか、5年間増えたということで、ちょっと理由をお
聞かせください。

○委員長(小島真由美委員) 保育児童課長。

○保育児童課長(伊藤健一) すみません。この条例改正に伴う国の基準の改正がちょっと前にあ
ったんですけれども、どうしてもこれは待機児童の関係がございまして、先ほどから言ってお
りますけれども、この条例はゼロ歳から2歳までの子どもを対象とする施設が適用を受ける条
例なんですよね。どうしても待機児童がゼロ歳から1歳、2歳が多いということで、基準とし
て小規模保育事業等の設立を促すというか、そういったことで基準が緩和されているというよ
うなことでございます。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第75号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第76号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第4、議案第76号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 議案第76号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は65ページから68ページ、新旧対照表は48ページから51ページとなります。

新旧対照表の48ページをお開きください。

現行条例の第2条第4号の太宰府東第二学童保育所及び49ページの同条第14号の太宰府西第一学童保育所につきましては、現在校舎内の教室をお借りして運営しておりますが、学校側から教室不足等によりその返還を求められましたので、それぞれ軽量鉄骨造りの2階建てを学校敷地内に建設しているところでございます。このことに伴いまして、学童保育所の名称、位置、定員等について変更する必要が生じたので、太宰府市学童保育所設置条例の一部を改正するものでございます。

なお、新設する学童保育所につきましては令和7年4月1日の運用開始を予定しており、市内7小学校の学童保育所は18か所から20か所になります。また、太宰府東学童保育所が85人から130人に、太宰府西学童保育所が125人から135人にそれぞれ合計定員が増となり、全体としての合計定員は900人から955人となります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） この定員について質問させていただきますけれども、長期休みの人数はこれには含まれていますか、いませんか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 含まれているか含まれていないかというのはちょっと難しいんですけども、例えば夏休みとかで夏休みだけ利用される方とかもいらっしゃいますので、どうしても児童数が増えることがございます。その場合は、学校教室とかを特別にお借りしてするような運営をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第76号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきことに決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時29分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第5、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山口辰男) では、ご説明申し上げます。

議案書は69ページ、70ページ、条例改正新旧対照表は52ページ、53ページでございます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による児童扶養手当法及び同法施行令の一部改正に伴い、同法施行令の条項を引用する太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例を改正する必要が生じたものであります。

児童扶養手当法施行令の改正により児童扶養手当の支給に係る所得制限が引き上げられることから、県が定める改正後の条例準則に沿って条文を改めるもので、その内容は引用する児童扶養手当法施行令の項ずれによるものです。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第80号 令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第6、議案第80号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は34ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） では、ご説明申し上げます。

議案書は77ページ、補正予算書は34ページから41ページになります。

補正予算書の40ページ、41ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますが、5款1項1目積立金、001基金積立金817万8,000円の増額補正、7款1項2目償還金、001保険給付費等交付金償還金443万9,000円の増額補正でございます。

関連がございますので、同ページ上段の歳入をお願いいたします。

6款1項1目前年度繰越金でございます。令和5年度決算における歳入歳出差引き残高6,261万7,034円について、前年度繰越金に計上するため、既決予算5,000万円との差額1,261万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

歳出に戻りまして、ただいま説明申し上げました前年度繰越金から令和5年度に交付を受けた保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金5,443万8,932円を差し引いた額817万8,000円を国民健康保険財政調整基金に積み増し、7款1項2目償還金、001保険給付費等交付金償還金において、既決予算5,000万円と実際の償還金との差額443万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、37ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

特定健診未受診者勧奨業務委託料（PFS）ですが、従来から実施していました受診勧奨業務委託を令和4年度からPFS（成果連動型民間委託契約方式）による業務委託に変更して実

施しておりまして、当該業務委託に係る事業の実施が令和6年度で終了となります。P F Sの導入により、平成29年度から令和3年度までは32%前後で横ばいであった受診率が、令和4年度には34.6%、令和5年度には37.5%とP F S導入の効果が現れましたので、引き続き令和7年度から令和9年度までP F Sにより事業を実施するための債務負担行為の追加でございます。

成果連動部分に係る報告や検証、成果の判定が事業の性質上、健診等の実施の翌年度になりますので、債務負担行為の最終年度は令和10年度となります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第80号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第81号 令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第7、議案第81号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は42ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） では、ご説明申し上げます。

議案書は78ページ、補正予算書は42ページから49ページになります。

補正予算書の48ページ、49ページをお願いします。

歳出でございますが、1款1項2目広域連合負担金、001広域連合負担金116万9,000円の増額補正でございます。

令和6年10月からの公金取扱手数料の有償化に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合が金融機関で支払う手数料が発生するため、市町村が負担する市町村事務費負担金が新たに発生したものでございます。

次に、歳入でございますが、説明の都合上、4款3項2目雑入から先にご説明いたします。

40万1,000円の増額補正でございますが、これは令和5年度に支出した市町村事務費負担金に係る福岡県後期高齢者医療広域連合からの決算剰余返還金でございます。

次に、3款1項1目一般会計繰入金、事務費繰入金76万8,000円の増額補正でございますが、先ほどの歳出の増額補正額116万9,000円に対する一般会計からの繰入れでございます。本来であれば歳出補正額である116万9,000円の計上となりますが、雑入で決算剰余返還金40万1,000円の収入がございますので、その差額の76万8,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第81号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議案第82号 令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第8、議案第82号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は50ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 補正予算書の50ページから52ページになります。

障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す障害支援区分等の認定を行うために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定に基づく介護給付費等の支給に関する審査会であります筑紫地区障害支援区分等審査会を、筑紫地区5市では平成18年度から共同設置しており、本審査会の庶務を太宰府市が令和6年度から2年間担当しているものでございます。

補正予算書の52ページをお開きください。

第1表債務負担行為についてご説明申し上げます。

筑紫地区5市の審査会案件について、5市と事務局において申請情報、調査情報、第1次判定情報、医師意見書等のデータ作成、審査会の割当て、データ取り込み等を行うに当たって、本審査会において使用しているソフトが全国的なシステム標準化対応の影響で令和7年度をもって終了となることに伴い、それに代わる新たなシステムの構築が必要となったことによるもので、障害支援区分等審査会システム判定ソフト導入対応業務委託料として、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を2,405万7,000円の債務負担行為補正を計上させていただくものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第82号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時40分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

た。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員）　　ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員）　　異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員）　　これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会　午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年2月14日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美